

## 放射性物質セシウム検査の見直しについて

### — お願い —

- 1 平成23年3月、東日本大震災で福島原子力発電所が被災し、水田に存置されていた「稲わら」が放射性物質に汚染され、この稲わらを食した牛から基準値を超える放射性物質が検出される事態が発生しました。
- 2 放射性物質による牛肉汚染の心配を払拭し、消費者の方々に牛肉を安心して食していただくとの思いから、平成23年7月以降、全国レベルで牛全頭を対象とした「放射性セシウム検査」が実施されてきました。しかし、震災から5年が経過し、近年、牛肉から基準値を超える事例は、見られなくなりました。
- 3 牛の生産・流通関連事業者が独自に行っている検査(いわゆる自主検査)には、多大な経費と労力が必要であり、他の対策に投入できる資金と労力を費消させています。
- 4 こうした中で牛の生産・流通の関係団体が集まり、今後のセシウム検査への対応について検討・協議した結果、参集団体連名による「団体申し合わせ」(別紙)を作成し、国及び都道府県が指示する検査を除く、いわゆる「自主検査」を、関係方面へのご理解・ご協力をお願いしながら、順次、終了していこうとの結論に至りました。
- 5 団体申し合わせにおいては、本年6月から自主検査終了に着手し、「一年以内を目途に自主検査を終了させる」ことを目標として取組みを進めることにしています。  
なお、資料として、①行政機関による牛肉の放射性物質の検査結果(資料—1)、②畜産物等の管理体制(資料—2)を添付させていただきますので、ご活用頂きたいをお願いします。
- 6 今回の終了に向けて取組む検査は、当連合会の組合傘下の事業者が独自に行っている検査が対象でありますので、貴組合会員の皆様にお伝え下さるよう、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

# 牛肉を対象とした 放射性セシウム自主検査の見直しについて(団体申し合わせ)

平成 28 年 5 月

関係者各位

平成 23 年 7 月の放射性セシウム汚染稲わら給与牛による風評被害発生を契機として、行政が行なっている検査および、全国レベルで牛全頭を対象とした「放射性セシウム自主検査」が実施されてきたところですが、5 年が経過し近年は、基準値を超える牛肉の検出が見られていません。

こうした実態を踏まえ、全国の牛肉の生産・流通関係団体が集まり協議した結果、行政が行なっている検査以外の自主検査について、関係者の理解を得つつ終了とする方向が、妥当との結論に至りました。

については、本年 6 月 1 日を皮切りに自主検査終了に着手し、出荷県における検査体制等の事情を踏まえつつ、平成 28 年度内を目途に自主検査を終了することを申し合わせました。

関係先におかれては、是非ともご理解ご協力賜りますことをお願い申し上げます。

## 終了開始時期及び対象検査

- (1) 検査終了開始時期 : 平成 28 年 6 月 1 日から
- (2) 終了する検査 : 全国でと畜解体・加工される牛肉全頭を対象にした放射性セシウム自主検査

### 【終了理由】

- (1) 必要な検査は、行政が行っていること。
- (2) 平成 23 年以降、各都道府県、食肉関係団体、企業で牛肉の放射性セシウム検査を行ってきていますが、平成 25 年度以降基準値 (100Bq/kg) を超えるものはなくなったこと。
- (3) 放射性セシウムに汚染された牛肉が生産されることがないよう、飼養管理が徹底されていること。

全国農業協同組合連合会	全国畜産農業協同組合連合会	全国酪農業協同組合連合会	全国開拓農業協同組合連合会
全国肉牛事業協同組合	公益社団法人 日本食肉市場卸売協会	全国食肉センター協議会	日本ハム・ソーセイジ工業協同組合
一般社団法人 日本食肉加工協会	J A 全農ミートフーズ株式会社	東京食肉市場卸商協同組合	全国食肉業務用卸協同組合連合会
日本食肉流通センター卸売事業協同組合	全国食肉事業協同組合連合会	全国食肉生活衛生同業組合連合会	一般社団法人 日本食肉協会

## 資料一 1 行政機関による牛肉の放射性物質の検査結果

1. 食品中の放射性物質に関する検査については、原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定。解除の考え方（平成27年3月20日改正）」（以下ガイドライン）に基づき、各都道府県で検査計画を策定し、実施されています。
2. 各都道府県で実施された食品中の放射性物質の検査結果は、厚生労働省が集約して公表しています。牛肉について、平成25年度以降、基準値の超過はみられていません。

### ○牛肉の検査結果

年度	検査点数	基準値超過点数(注)	超過割合
～平成23年度	78,095	1,052	1.3%
平成24年度	153,238	6	0.004%
平成25年度	193,268	0	0%
平成26年度	186,937	0	0%
平成27年度（～12月28日）	171,975	0	0%

(注) 平成24年4月から設定された基準値100Bq/kgを超過した点数。

※検査結果の集計対象は、ガイドラインに基づき検査計画を策定している17都県。

出典:食品と放射能Q&A(消費者庁)

## 資料一2 畜産物等の管理体制

### 畜産物の安全管理体制

- 放射性物質の食品の新基準値（一般食品：100Bq/kg、牛乳・乳児用食品：508q/kg ※）を超えた畜産物が流通しないよう、各県がモニタリング検査を実施。  
（※平成24年4月1日から新基準値を適用。ただし、準備期間の必要な米、牛肉については平成24年10月1日、大豆については平成25年1月1日より適用。）
- 畜産物が食品の新基準値を超える放射性セシウムを含むことがないよう、飼料の暫定許容値を改訂。  
（※平成24年2月3日から新基準値を適用。）
- 適切な飼養管理の徹底と検査体制の強化により、安全な畜産物しか出荷されない体制を構築。

#### 〈食品〉

食品群	旧暫定規制値 (Bq/kg)
飲料水	200
牛乳・乳製品	200
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	

食品群	新基準値 (Bq/kg)
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

#### 〈飼料〉

畜種	旧暫定許容値 (Bq/kg)
牛	300
馬	300
豚	300
鶏さん	300
養殖魚	100

畜種	新暫定許容値 (Bq/kg)
牛	100
馬	100
豚	80
鶏さん	160
養殖魚	40

（製品重量、ただし粗飼料は水分含有量8割ベース）

出典：農林水産省ホームページ